

# まへちだより

令和3年12月  
vol.113

## 不法投棄合同パトロールを実施しました

11月25日(木)、馬淵川への不法投棄防止を目的としたパトロールを青森河川国道事務所八戸出張所、八戸警察署、八戸市と合同で行いました。

過去に不法投棄が多数発見された箇所等をパトロールした結果、残念ながら**4件**の不法投棄が発見されました。

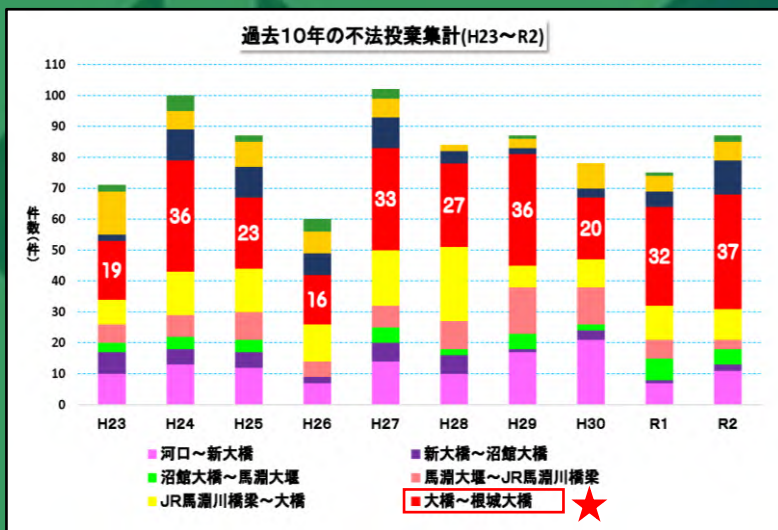
《発見された不法投棄物》



不法投棄は  
犯罪です!!

これからも各機関との連携を強化して、不法投棄防止合同パトロールを実施します。

## 過去10年間の不法投棄集計



平成23年度~令和2年度までの10年間で八戸出張所が管理する区間10km(馬淵川河口~櫛引橋)において発見された不法投棄件数を地域別にグラフにしました。

地域別では**大橋~根城大橋**が最も多いことがわかります。★

不法投棄の現状を知っていただくために、八戸出張所が管理する馬淵川のゴミマップをホームページ上で公開しています。

馬淵川の不法投棄撲滅のため、皆様のご協力をお願いします。



ゴミマップQRコード

不法投棄を見つけたらこちらまで!

↓↓↓↓↓

青森河川国道事務所八戸出張所

TEL ⇨ 0178-28-2626

## 不法投棄には罰則があります!!

八戸出張所では、ゴミの不法投棄防止のため、合同パトロールのほかにも定期的に河川パトロールや河川カメラなどで監視を行っています。  
ゴミを不法に捨てる行為は、以下のとおり罰則規定があります。

不法投棄に対する罰則		罰則にあたる事由
河川法	3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金	河川区域内に土砂・ゴミ・糞尿・動物の死骸等の汚物もしくは廃物を捨てた場合
廃掃法	5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金 (法人の場合は3億円以下の罰金)	廃棄物を『不法投棄』や『野焼き』した場合



河川敷地への悪質な不法投棄が後を絶ちません。  
ゴミは自治体で決められたルールに従って処分しましょう。

## 八戸花火大会が開催されました

11月28日(日)、新型コロナウイルス感染拡大により延期されていた八戸花火大会が開催されました。

大玉をメインとした約6,000発の花火が打ち上げられました。天候にも恵まれて空気も澄んでいたため、遠くからでもはっきりと見えました。

大橋(通称ふれあい橋)からもよく見え、街や車の明かりと時折通過する電車が、馬淵川に反射する花火とコラボレーションしてとてもきれいでした。



〒039-1103 青森県八戸市長苗代二丁目5番8号  
<http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/syutu/hachikawa/>  
TEL:0178-28-2626

E-mail:thr-aomori01@mlit.go.jp

発行者:国土交通省 青森河川国道事務所 八戸出張所

事務所SNSは  
こちら→



青森河川国道  
事務所Twitter



青森河川国道  
事務所HP



八戸出張所  
HP